

**(参考) 被災者支援総合交付金**  
 28年度予算額(案) 220億円【復興特会】  
 (27年度予算額 59億円)

**事業概要・目的**

- 被災者支援については、震災から4年半が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 28年度は、交付金を大幅に拡充し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

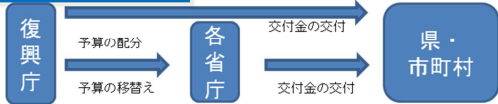
＜主な拡充内容＞

- ① 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどを支援する「心の復興」事業を新たに交付金の対象とする。
- ② 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地で生じている課題に対応するための活動を支援。
- ③ 自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々について、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の取組を支援。
- ④ 見守り・相談支援を一元的に支援して体制を更に強化し、緊急雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援。
- ⑤ 仮設住宅提供の今後の方針を示した福島県について、県外避難者の相談支援や自主避難者の方々への情報提供を支援。

**事業イメージ・具体例**

<b>I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援 &lt;新規&gt;</b>	
①被災者支援総合事業	・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」
	・高齢者等日常生活サポート ・コミュニティ形成支援
	・県外避難者相談支援 ・被災者支援コーディネート
<b>II. 被災者の日常的な見守り・相談支援 &lt;拡充&gt;</b>	
②被災者見守り・相談支援事業	
<b>III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営</b>	
③仮設住宅サポート拠点運営事業	
<b>IV. 被災地における健康支援</b>	
④被災地健康支援事業	
<b>V. 子どもに対する支援</b>	
⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	
⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	

**資金の流れ**



**期待される効果**

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

(5) 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、24時間365日電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につながる寄り添い支援を行うことを目的とした事業である。

平成27年度は一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施者に選定され、「よりそいホットライン」として全国支援事業及び被災地支援事業を実施しているところである。

平成28年度予算(案)においても本事業の実施に必要な予算を計上しているところであり、改めて事業実施者を公募・選定する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

なお、本事業による相談者の置かれている状況をみると、6割を超える者に仕事がなく、約2割の者が家計に問題を抱えているなど、新制度の対象層とも重なる部分がある。このため、本事業を通じて把握した生活困窮者であって、具体的な支援が必要と考えられるものについては、新制度に基づく自立相談支援事業等につなぐことも必要であることから、各自治体におかれては、「生活困窮者自立支援制度と地域福祉

施策との連携について」(平成27年3月27日付社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)の内容もご参照いただきつつ、本事業と自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

#### (6) 地域福祉計画・地域福祉支援計画について

##### ア 計画の積極的な策定及び改定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画(以下「地域福祉計画等」という。)は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画である。その策定率は毎年微増傾向にあるが、市区部と町村部の間では、依然として約1.7倍、都道府県間では最大3.3倍の差が生じている状況である。

また、新制度の施行に先立ち、平成26年3月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握や他の地域福祉施策や社会資源との連携などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししたところであるが、新制度施行前の平成27年3月末時点で、約2割～3割の都道府県、市町村が当該方策を盛り込んでいる状況にある。

地域福祉計画等はその策定過程にも重要な意義があり、地域住民等の積極的な参画により、地域の課題を様々な観点から可視化することができるものである。それらを地域で共有し、新たな取組の創出につなげていくことにより、地域の支え合いの再構築、ひいては地域活性化の端緒にもなり得ることから、積極的な地域福祉計画等の策定又は改定を進めていただきたい。

##### イ 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉計画等の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の状況を公表しているところであるが、自治体の事務的な負担等を勘案し、内容の一部見直しを行った上で、本年も3月を目途に調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。